

地方独立行政法人大牟田市立病院看護学生奨学金貸付規程

平成 23 年 1 月 1 日

規 程 第 38 号

改正 平成 23 年 1 月 26 日 規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）における看護師の確保を図るため、将来、法人の看護師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「看護学生」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成所に在学又は入学手続を終了した者をいう。

(貸付の対象者)

第 3 条 理事長は、将来、法人の看護師として業務に従事しようとする看護学生に対し、看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を利用している者については、この限りでない。

(貸付の金額等)

第 4 条 奨学金の貸付の金額、対象人員及び期間は、理事長が定める。

(貸付の申請及び決定)

第 5 条 奨学金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、2 人の保証人を立てた上で理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請を受けたときは、貸付の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の保証人は、申請者が奨学金の貸付を受けることとなった場合は、当該申請者と連帯してその返還債務を負担するものとする。

(貸付の休止及び停止)

第 6 条 理事長は、奨学金の貸付を受けている者（以下「借受者」という。）が第 2 条に規定する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）を休学し、

又は停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付を休止するものとする。

2 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付を停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 奨学金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障により、養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の減免)

第7条 理事長は、借受者が看護師免許取得後（卒業後直ちに保健師又は助産師を養成する施設で修学する場合は、当該免許取得後とする。第9条第1項第2号において同じ。）に法人の看護師として業務に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の全部を免除するものとする。

- (1) 法人での業務に従事した期間（以下「勤務期間」という。）の月数が奨学金の貸付を受けていた期間に相当する月数に達したとき。
- (2) 勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は法人の業務に起因する心身の故障により当該業務の継続が困難となったとき。

2 前項第1号に規定する勤務期間の月数は、当該勤務期間中に休職、育児休業等の期間があるときは、当該休職、育児休業等の期間の開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数を含まないものとする。

第8条 理事長は、前条に規定するもののほか、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することができなくなったとき。
- (2) 法人の都合により、看護師採用試験を受験できなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、理事長が特に認めるとき。

(返還の義務)

第9条 借受者(奨学金の返還の全部を免除された者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長が定める日(以下「返還期日」という。)までに一括して奨学金を返還しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 第6条第2項の規定により奨学金の貸付が停止されたとき。

(2) 養成施設を卒業して2年以内に、法人の看護師採用試験に合格しなかったとき、又は合格しているが看護師免許を取得できなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合に乗じて計算した延滞利息(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数の金額を切り捨てる。)を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 理事長は、前条の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間において、奨学金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付を停止した後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により、奨学金の返還及び利息の支払が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、理事長が特に認めるとき。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

付 則 (平成23年1月26日規程第40号)

この規程は、制定の日から施行する。